

## 薬師寺保育園民営化移行スケジュール（案）

年度	月 日	内 容
H28 年度	1月26日	薬師寺保育園保護者説明会（第1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営化実施計画の概要を説明</li> <li>・ 保護者アンケートを配布</li> </ul> ※今後の説明会の実施についての確認
	2月下旬	薬師寺保育園保護者説明会（第2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回説明会でのアンケート結果の報告</li> <li>・ アンケート結果を考慮した民営化後の保育園運営条件の説明と意見聴取</li> </ul>
	3月中旬～ 下旬	薬師寺保育園保護者説明会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営化後の保育園運営条件のとりまとめ</li> </ul> ↳民間法人選定要領の検討・作成（3月中旬から4月中旬）
H29 年度	4～6月	民間法人選定要領の策定 選定委員会の設置 民間法人選定スケジュール発表（広報誌、ホームページ等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間法人向け現地説明会</li> </ul> 原則として園舎をそのまま譲渡するため、希望する民間法人に園舎の状態を説明
	7～8月	民間法人の公募（期間約2ヶ月間）
	9月下旬	応募した民間法人の審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募民間法人による選定委員会への説明</li> </ul>
	10月	民営化を受託する民間法人の決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市、民間法人で協議開始</li> <li>・ 公立保育園との引継ぎ協議開始</li> </ul>
	12～2月	市・民間法人による保護者への合同説明会（複数回実施） 事務局では2回程度を想定しているが、必要な場合は3回以上実施 ※説明会で出された保護者からの意見を含め、引継ぎや合同保育の方法に関して受託した民間法人と協議を行う
H30 年度	4月～3月	合同保育開始 【合同保育の内容で想定しているもの】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4～1月 月1～3回を想定（現場での保育状況の確認）</li> <li>・ 2～3月 週2回～毎日を想定（担任・主任を中心に来園していただき、児童との関係を構築する）</li> </ul> 【法人との協議が必要と考えられるもの】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間法人からの派遣回数及び人数</li> <li>・ 民間法人から派遣される保育士の賃金 など</li> </ul> ※市・民間法人による保護者への合同説明会（状況に併せて複数回実施）

## 民営化後の保育園運営に関する主な項目（案）

運営条件を決定する際には、保護者の意見も考慮し、検討を加えるものとします。

項目	民営化後の状態（案）
開園時間	民営化前と同等の開園時間とすること 民営化前開園時間：平日7時～19時（延長保育時間1時間を含む） ：土曜日7時～18時（延長保育無）
受入れ定員	民営化前の定員と同等の受入れ 【民営化前の定員：60名】 ※園舎建替え時には、定員について市と協議を行うこと
受入れ年齢	民営化前と同等の受入れ年齢とすること 【民営化前の受入れ年齢：生後5ヶ月から】 ※民営化後の園舎建替え時に、受入れ年齢が生後2ヶ月から行えるようにすること
職員の配置	児童福祉施設の最低基準を順守し、基準以上の職員配置を行うこと ※加配が必要な児童に対しても、適切な保育士数を配置すること
園長	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任とし、かつ常勤とすること</li> <li>保育士の資格を有し、保育所などに15年以上の勤務経験がある方</li> </ul>
主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士の資格を有し、保育所などに10年以上の勤務経験がある方</li> </ul>
特別な保育事業	延長保育事業・一時預かり事業及び病後児保育事業（体調不良児対応型）が行える体制とすること ※園舎の建替え時に新たな事業を実施する場合は、市と協議を行うこと
特別な支援が必要な児童の受入れ	市や関係機関からの要請があった場合は、受入れを前提とした検討を行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援が必要な児童と保護者に適切な支援を行うこと</li> <li>市や関係機関との定期的な連絡体制を構築し、連携を図ること</li> <li>受入れ後の連絡体制としては、園長を介した連絡の他に、担任の保育士との連絡が重要となるため、直接保育状況などを確認できる環境を整備すること</li> </ul>
給食について	民営化前と同等の給食の提供を原則とする 自園調理を行う体制を整えること 食物アレルギーの対応を行うこと ※完全給食（3歳児以上の主食（ご飯）の提供について、保護者（保護者会）からの要望があった場合は、変更を検討すること

項目	民営化後の状態（案）
土曜保育	<p>民営化後は、自園での保育を行うことを原則とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開園時間：7時～18時（延長保育無）</li> <li>・給食を提供すること</li> </ul> <p>※現在は「こがねい保育園」で他の公立保育園と合同で実施</p>
臨時保育士の継続雇用の検討	<p>公立保育園に勤務している臨時保育士の継続雇用について、積極的に検討すること</p>
園舎の建替え	<p>受託した民間法人は、民営化後概ね10年以内に建替えを行うこととし建替えを行う2年前までに建替えに関する計画書を市に提出すること</p> <p>※上記の計画書は、定員や受入れ年齢、新たな特別保育事業などを具体的に計画したものとし、市と協議を行うこと</p>
保育の方針の継続性に関する条件	<p>民営化時点で在園していた児童とその保護者に、急激な環境の変化が生じないように配慮すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化後、1年間は公立保育園が行ってきた保育の方針を基本とした保育を行うこと</li> </ul> <p>※上記の期間が経過した後に、民間法人の方針に基づく保育の提供の変更については、保護者（保護者会）に十分な説明を行うこと</p>
保育料以外の諸費用の徴収について	<p>特別保育事業や給食（主食費）などの保育料以外の料金を徴収する場合には、必ず保護者への十分な説明を行い、同意を得ること</p>
保護者会について	<p>民営化前の保護者会が、民営化後も引き続き活動する場合はその活動を妨げてはならない</p> <p>また、保護者の総意により、民営化前の保護者会を解散し、新たに保護者会を設置する場合は、その設置を妨げてはならない</p>

(メモ)

○他に条件として考えられるもの、

- 看護師の配置（体調不良児対応型との関連があるので必須か）
- 栄養士の配置（そもそも必須なのか）
- 苦情処理体制の確立、（第三者委員会などの設置は必要）
- 保育士の年齢構成の偏りが出ない取り組み（ほぼ願望的な条件か）
- 保護者会代表の選定委員会への意見反映の方法（保護者側からの動きを注視）
- 事故防止の取り組みと、万一事故発生時の連絡・報告体制の確立
- 民営化の取り組みで3者（市・民間法人・保護者）協議の会を立ち上げるか  
立ち上げた場合は、会の期間はいつまでが適当か

※保育セーフティーネットの検証

- 検証について専門の会議などを招集するのか  
その場合招集する委員の専門性は？
- 検証するために、民間保育園での事例の収集をどのように行うか  
民営化を行う保育園については、民営化時点の条件付けで受け入れた児童の状況について報告を行うことを求めることができるが、他の民間保育園については意識が改革されない限り現行と同じと考えて良い。
- 保育セーフティーネットマニュアルとして考慮するべきは、民間保育園の内向きな意識を改革させる取り組みを構築することが必要となる。